

令和8年度「いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1 いじめの問題への基本姿勢

○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

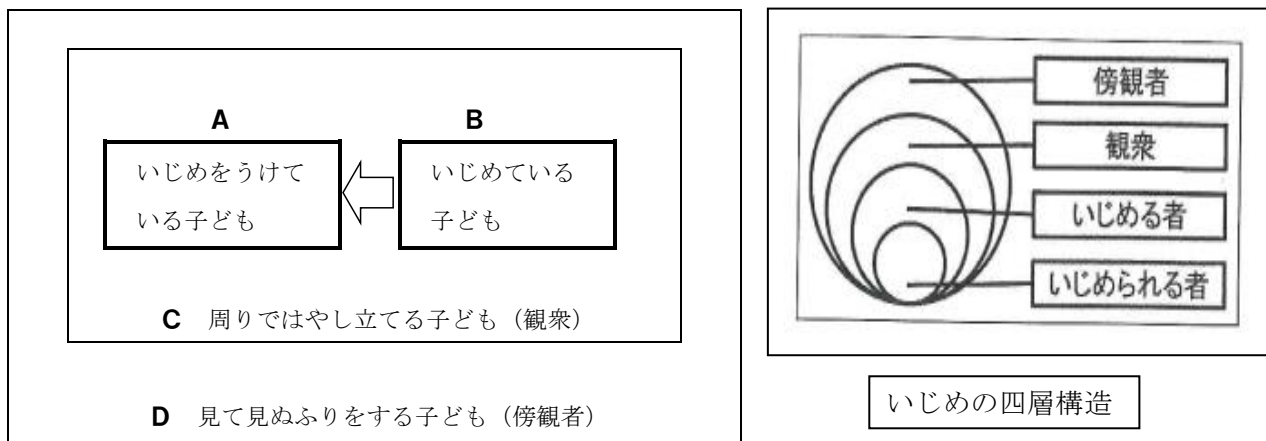
いじめを許さない学校づくりのために

- ① **いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること**
 - ・日頃から、児童が発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。
- ② **「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること**
 - ・いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すこと。
- ③ **児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること**
 - ・教職員の言動が、児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにすることが必要である。
- ④ **いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること**
 - ・一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行うこと。
- ⑤ **定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること**
 - ・児童が発するサインを見逃さないよう、児童の実態に併せて調査を実施し、全教職員で終礼や職員会議で共通理解のもと、迅速に対応すること。

2 いじめの理解

いじめの構造

いじめは、単にいじめられる側といじめる側との関係だけでとらえることはできない。いじめの構造をしっかりと認識しておく。



※ AとBの関係は、立場が逆転する場合があることも認識する必要がある。

※ 観衆や傍観者の立場にいるCやDの子どもも、いじめを助長していることを認識する必要がある。

※ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談が必要なことが含まれる(上記のいじめ重大事態の定義)ことがあることを、児童に指導しておく必要がある。

いじめの重大事態・態様

★いじめの重大事態の定義 (いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- ① 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」
- ② 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態
 - ・ 言葉や動作でのおどしや冷やかし、からかいを受ける。
 - ・ 集団から無視、仲間はずれにされたり、不自然に机や椅子が離されたりしている。
 - ・ 暴力行為を受ける。
 - ・ 持ち物を隠されたり、掲示物の作品や机に落書きされたりする。
 - ・ お節介、親切の押し付けを受ける。
 - ・ インターネットなどのSNS等への悪口の書き込みをされる。
 - ・ 自分の持ち物でないものが、机やロッカー等に入れられている。
 - ・ たかりをされたり、使い走りさせられたりする。
 - ・ 金品や支払いを要求される。
 - ・ 係決めなどで、ふざけ半分に推薦される。
 - ・ その他(持ち物を傷付ける) (虚偽のうわさを流す) 等

3 指導体制の在り方

(1) いじめの問題への取組チェックポイント

指導体制

- 1 いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- 2 いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- 3 いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。

教育指導

- 1 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- 2 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- 3 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 4 学級活動や児童会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。
- 5 児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。
- 6 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。
- 7 いじめを行う児童に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。
- 8 いじめられる児童に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。
- 9 いじめが解決したと見られる場合でも、最低3カ月は継続して十分な注意を払い、折りに触れ 継続的な見取りと必要な指導を行っているか。

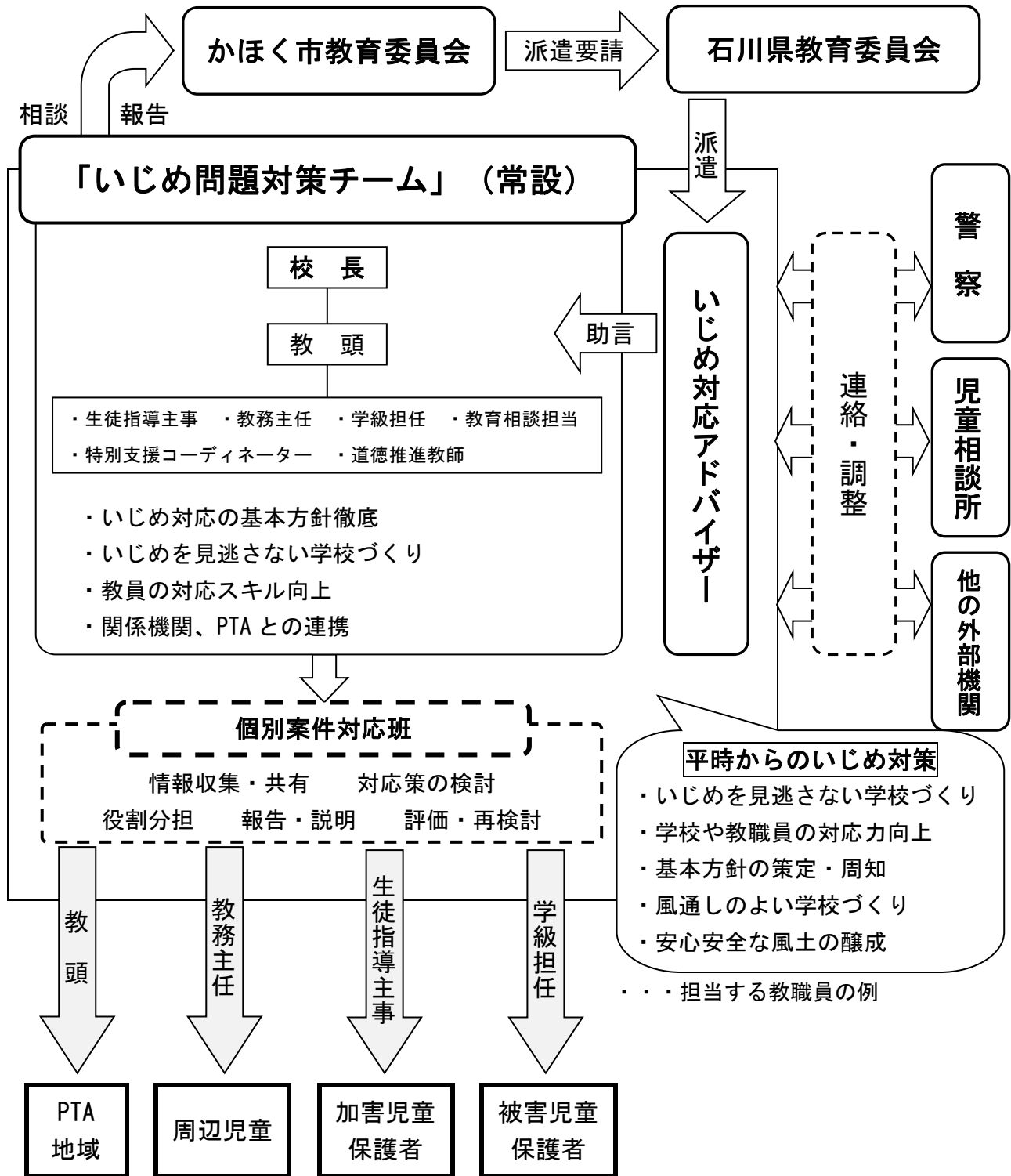
早期発見・早期対応

- 1 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。
- 2 児童の生活実態について、たとえばいじめアンケート調査(必要に応じて端末でのアンケート)や個人面談を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。
- 3 いじめの把握に当たっては、養護教諭などとの連携に努めているか。
- 4 児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- 5 いじめについて訴えがあったときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。
- 6 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っているか。
- 7 校内に児童の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- 8 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- 9 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。
- 10 児童等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。(アンケートや記録は、経過を見取ることができるよう5年間保管する。)

家庭・地域社会との連携

- 1 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- 2 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。
- 3 いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。
- 4 P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。

○いじめ問題に対する校内組織



チームでの役割分担に沿った適切な事案対応

4 いじめの実態把握

(1) 児童との信頼関係の構築

- ・年1回の i-check 調査等に基づいた学級経営

(2) 児童の変化や危険信号を見逃さないように

- ・児童の変化を学級担任以外の教諭、学校図書館司書、支援員、学務員等の複数の目による観察
- ・「いじめ問題への対応」の校内研修の実施

(3) いじめを訴えやすい体制づくり

- ・毎月1回のいじめアンケート調査の実施
- ・学期に1度、個人面談や持ち帰りいじめアンケート調査の実施
- ・いじめアンケート調査後の担任を中心とした教育相談
- ・保護者、児童が相談しやすい関係機関との連携

5 いじめの発見

(1) 学校でわかるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもの出すサイン

学校生活の中で、子どもたちは様々な悩みや不安にとまなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の子どもが救いを求めて発するサインを見逃さず、早期対応を心がける。

<学校での一日>

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情がさえず、うつむきがちになる	○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい
授業の開始時	○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る	○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている
授業中	○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる	○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す
休み時間	○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い	○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がられる ○ 嫌われるメニューの時に多く盛られる ※ 好きな物を級友に譲る
清掃時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です
放課後	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る

<注意しなければならない児童の様子>

発見する機会	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)
動作や表情	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする ○ 視線を合わさない ○ 教師と話するとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる
持ち物や服装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される ○ 刃物等、危険な物を所持する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNS*のグループから故意に外される ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる

* SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上で気軽に交流できるコミュニティサイト。（「情報モラル指導者研修ハンドブック」より）

(2) 家庭で分かるいじめ発見のポイント

○ いじめられている子どもが家庭で出すサイン

保護者から、子どもの家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているのではないかと受け止め、指導に当たる。

観 察 の 視 点 （特に、変化が見られる点）

- 衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- 買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- 親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- 登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 転校を口にししたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- 投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

6 いじめにおける情報等の共有の場の設定

- (1) 運営委員会（毎月1回定例及び臨時運営委員会を開き、情報交換・対応説明及び対応）
- (2) 特別支援校内委員会（毎週1回定例及び臨時委員会を開き、情報交換・対応説明及び対応）
- (3) 職員終礼（緊急時等状況に応じて情報交換・対応説明）あるいは臨時の職員会議
（校長判断）

7 いじめの未然防止及び発達支持的生徒指導

基本的な考え

★生徒指導の4つの視点を意識した授業づくりや学校運営を行っていく。

①自己存在感の感受

- ・学校生活のあらゆる場面で「自分の一人の人間として大切にされている」と実感できる居場所づくりを進める。

②共感的な人間関係の育成

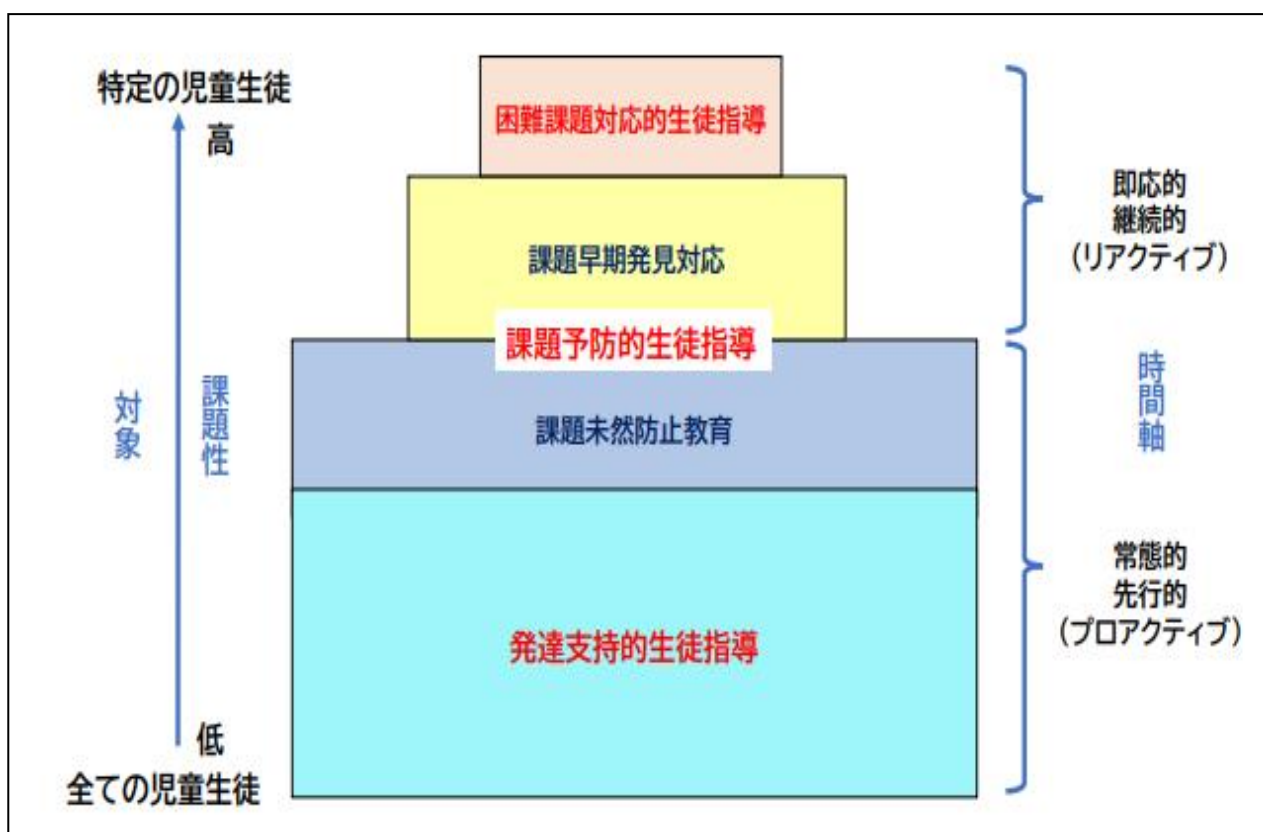
- ・日々の授業や行事等において、反応を大切にしながら、失敗を笑わない、成功を全員で讃えあうクラス運営を目指す。

③自己決定の場の提供

- ・教師主導ばかりの展開ではなく、児童の主体性や興味関心を引き出すような展開を意識して、児童自らが取捨選択して活動できる場の設定を意識していく。

④安全・安心な風土の醸成

- ・お互いの個性や多様性を認め合えるように、学級のルール作りや言葉づかい、いじめにつながるような態度などには、毅然とした指導をしていく姿勢を全体に示していく。また、児童自身も自律できるような日々の指導を意識していく。



生徒指導の重層的支援構造

① ～④をふまえた主な取組

(1) わかる授業づくり

授業についていけない焦りや劣等感が、過度なストレスとならないようにわかりやすい授業づくりに努める。

- ・校内研究会を通して「かかわり合いながら学習を進める子」を育てる授業の工夫
- ・講師を招いての校内研究会や学期に1度の授業公開、計画的なOJT等の教職員の研修会の充実
- ・家庭学習の習慣化や音っ子検定、「あさはよし」等の基礎基本の定着 等

(2) 道徳や人権教育の充実

他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

- ・「ふるさとがはぐくむどうとくいしかわ」の活用と指導展開の工夫とGTの積極的な活用
- ・共通道徳実践の推進、人権週間での講和等

(3) 規範意識の育成

校内での規律を定着させることで規範意識を醸造し、児童が安心して学ぶことができる環境を作る。

- ・毎月学級ごとに各学級の実態に合った目標を立て、帰りの会等で日々振り返りをする。時刻を守る、廊下の歩き方、正しい言葉づかいを重点目標にした生活目標の指導と各学級の具体的取組と評価を行っていく。
- ・ランチルームでの給食時間を利用して上級生が下級生に手本を示す。
- ・あさはよし強化週間・日常生活でのあいさつ、正しい言づかい等の継続的な声かけ等

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校の教育活動全体を通して、児童が活躍でき、他者に役に立っている感じる機会をすべての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。

- ・よいところやがんばったこと等を記入するキラキラカードの取組
- ・成長したことや努力したことに労いと感謝の声かけ
- ・ノートや作品等への次の活動へ自信が持てる朱書き 等

(5) 児童会が中心になった取組

- ・委員会活動を中心に、「全校かくれんぼ」「全校ドッチ」など児童が関わり合うイベントを考え、運営し、成功体験と達成感をもてるようにしていく。また、イベントで関わり合うことを通して互いを大切にしよう、いじめをしようと思わない雰囲気づくりを行う。
- ・花植え集会 ・キラキラタイム ・風っ子タイム ・ふれあい班遊び 等

(6) 体験活動を取り入れた取組

- ・自然体験や異学年集団での活動を通して、他人を思いやる心を育んだりする等のコミュニケーション能力を育てる。
- ・宿泊体験学習 ・米作り ・障害者との体験活動 ・保育園との交流会等

(7) 家庭や地域と連携した取組

児童だけでなく、家庭や地域と連携し「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」に取り組む。

- ・学校の情報発信（学校だより、学級だより、生徒指導だより、道徳だより、保健だより等）
- ・授業参観（年間4回）・学校公開週間・家庭訪問・学校運営協議会（年4回）
- ・学校安全委員会（年2回）・防犯パトロール・PTAと連携した学校行事（奉仕作業）
親子コンサート あいさつ運動 収穫感謝祭 運動会 等

(8) インターネットを通して行われているいじめ防止の取組

電子情報端末機器の普及に伴い、こうした機器の利用について、大人の対応が後手になるため、教職員及び保護者は「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。

- ・5・6年生の非行被害防止講座
- ・保護者向けの携帯端末のネット講座
- ・学校だよりなどを通しての啓発活動等

(9) 構成的エンカウンターやアサーショントレーニングの取組

・受容的な傾聴姿勢や相手のことを考えた話し方スキルを高める取組を行い、コミュニケーション能力の育成を図る。

8 いじめの対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

(1) いじめられている子どもへの対応

- ① いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教師、養護教諭、スクールカウンセラー等の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ② 決して一人で悩まず、必ず友人や親、教師等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ③ いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ④ いじめた子どもを謝らせたり、双方に仲直りの握手をさせたりしただけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ⑤ 子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ⑥ いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

(2) いじている子どもへの対応

- ① まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめがどんな場合で

あっても人として絶対許されない行為であることを分からせる。

- ② 当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ③ 集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがある。いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ④ いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられる。いじめは犯罪であるという認識を理解させる。
- ⑤ いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくない。そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ⑦ 十分な指導にもかかわらず、なおいじめが一定の限度を超える場合は、いじめられている子どもを守るために、いじめる子どもの保護者に対する出席停止措置や警察等の協力を得た厳しい対策をとる。また、出席停止になった子どもには、立ち直りのため、個に応じた指導を工夫する。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ① いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ② 家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。
その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ③ いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ④ 学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ⑤ 必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ⑥ 家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。
- ⑦ 3ヶ月間の経過観察後、本人と保護者に現状と不安なことがないか再確認し、両者の了承をもって、解消と判断する。その後の経過観察は継続していく。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ① いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ② 教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ③ いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ④ 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

9 インターネットを通して行われるいじめの対応

「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずし等のいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

10 重大事態の対処

重大事態の判断は、早期対応を行う観点から、原則として学校が行う。その際には、重大事態の定義や各教育委員会等で重大事態となった事例などを参考にする。

保護者から申立を受けたときは、速やかに事実確認の調査を行い、その際にはアンケート調査、1人1台端末の活用、アンケート調査、教育相談等により正確な情報を収集し、重大事態であったかどうかについて判断する。

(1) 重大事態発生時の対応

- ①重大事態が発生した場合は、直ちに学校から市教育委員会を通じて市長に報告する。
- ②窓口となる担当者を決め、保護者との連絡調整を行い、情報が途切れないようにする。

(2) 調査組織の設置

- ①調査主体の決定は、その内容により市教育委員会が決定する。なお、不登校重大事態については、原則として学校内に調査組織を設置し調査を行う。
- ②学校内に設置する調査組織は、常設の「いじめ問題対策チーム」を母体とし、弁護士会から斡旋を受けた弁護士及び庶務を司る市教育委員会を加え、必要に応じて他校を担当するスクールカウンセラーや医師、その他学識経験者から選任した者を加えるものとする。

(3) 調査の進め方

- ①対象児童・保護者へ事前説明を行うことで共通理解を図る。
- ②調査組織内で調査の進め方や調査機関の見通しなどについて共通理解を図る。
- ③調査については、調査対象者へ調査の趣旨等を十分に説明するとともに、適切に経過方向を行う。
- ④調査報告書の作成については、可能な限り詳細な事実確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

(4) 調査結果の説明・公表

- ①調査報告書の作成後、当該報告書に基づき関係者への説明を行う。
- ②調査結果は、学校から市教育委員会を通じて市長へ報告する。

11 本校のいじめの未然防止年間計画

	「いじめ問題対策チーム」や その他 校内の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ○いじめアンケート	○学級開き ○ふれあい班編成 (異学年集団)	○身体測定	○授業参観・学級懇談会 ○PTA総会 ○学校運営協議会
5月	○「学校いじめ防止基本方針」策定 ○いじめアンケートの結果検証 ○各学級で教育相談	○花植え集会 ○幼小連携(保育士による授業 参観)	○いじめアンケート	○地域訪問(家庭訪問)
6月	○持ち帰りアンケート ○i-check 調査 ○いじめアンケートの結果検証	○保育園年長児との交流 (1年保育園訪問)	○教育相談 (全児童個人面談) ○持ち帰りいじめアンケート ○i-check 調査	○授業参観 ○学校運営協議会 ○持ち帰りいじめアンケート
7月	○校内研修 「いじめ問題への対応」 (いじめ対応アドバイザー-招聘) ○i-check 調査の結果検証 ○生徒指導便りでいじめの現状を周知	○風っ子タイム (ふれあい班遊び)	○いじめアンケート ○学校や家庭での学習・生活に関するアンケート	○学校教育へのアンケート(保護者) ○通知表渡し・個人懇談 ○宇ノ気中校区合同PTA教育講演会
8月	○「児童・保護者アンケート」の結果検証 ○「学校評価」中間報告			○学校安全委員会

	「いじめ問題対策チーム」や その他 校内の取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
9月	○いじめアンケート結果検証 ○各学級で教育相談	○保育園年長児との 交流(1年 年長さ ん訪問)	○身体測定 ○いじめアンケート	○学校・地区運動会 ○学校運営協議会
10月	○各学級で教育相談 ○校内研修 (いじめ対応アドバイザー-招聘) ○学校保健委員会	○風っ子タイム (マラソンチャレンジ)	○いじめアンケート	
11月	○持ち帰りアンケート ○いじめアンケート結果検証 ○生徒指導便りでいじ めの現状を周知	○幼小連携重点活動	○教育相談 (全児童個人面談) ○体重測定 ○持ち帰りいじめア ンケート	○金津の森フェスティバル ○学校公開週間 (いしかわ教育ウィーク) ○授業参観 ○持ち帰りいじめアン ケート
12月	○校内研修 (いじめ対応アドバイザー-招聘) ○各学級で教育相談	○人権週間(講話)	○i-check 調査 ○学校や家庭での学習・ 生活に関するアンケート	○学校教育へのアンケ ート(保護者) ○通知表渡し・個人懇談
1月	○いじめアンケート結果検証 ○各学級で教育相談 ○「児童・保護者アンケート」 の結果検証 ○i-check 調査結果検証	○風っ子タイム (なわとび集会)	○いじめ(悩み) アンケート ○身体計測	○授業参観
2月	○非行・被害防止講座 ○「学校評価」最終報告 ○持ち帰りアンケート ○いじめアンケート結果検証	○保育園年長児との 交流(1年 年長さ んを迎える会) ○6年生を送る会	○教育相談 (希望児童個人面談) ○持ち帰りいじめア ンケート	○学校運営協議会 ○持ち帰りいじめアン ケート
3月	○いじめアンケート結果検証 ○各学級で教育相談 ○学校評価結果の検証 ○「学校いじめ防止基本 方針」見直し ○生徒指導便りでいじ めの現状を周知	○「学校リーダーのバ トン」受け渡し式	○いじめアンケート	
通年	○校内のいじめに関す る情報の収集 ○対応の仕方の検討 ○校内特別支援委員会	○集会での校長講話 ○道徳の授業の充実	○健康観察の実施 ○いじめアンケート	○あいさつ運動 ○交通安全街頭指導 ○登下校の見守り ○防犯パトロール

12 その他の取組

(1) 校内指導体制の整備

いじめの未然防止、早期発見・早期対応にあたっては、学級担任の自覚と責任を持った指導が大切である。しかし、いじめは、外から見えにくいなどの特質があり、日頃から学校全体で子どもの生活実態のきめ細かな把握に努め、教職員相互間における緊密な情報交換による連携協力を行う。

- ① 外部から講師を招いてのカウンセリング講習会の実施
- ② 事例研究を通じた具体的な対応の方法についての研修

(2) 教育相談体制の充実

教師一人一人がカウンセリングに関する知識・技能等、児童の心の問題に適切に対応できる能力を身に付けるとともに、学校への意見や要望などに対しても、誠実な対応に心がけ、安心して相談できる信頼関係を築きあげる。

(3) 児童の自主的活動の促進

- ① 学級活動、児童会活動等における取組
学級活動や児童会活動等、自主性・主体性を育む活動を通じて、いじめについて考えさせ、子ども自らがいじめの問題を解決していくように指導する。
- ② 体験活動の推進
他人を思いやる心や少々の困難には負けないたくましい力を身に付けさせるためには、学校教育の中にボランティア活動や自然体験、異年齢集団での活動など、人間関係や生活体験を豊かなものとする教育活動を積極的に取り入れる。

13 主な相談機関

相談機関 所在地	電話番号 受付時間	相談機関 所在地	電話番号 受付時間
24時間いじめ相談テレホン	076-298-1699 24時間受付	かほく市教育センター	076-283-7170 月～金 8:30～17:15
石川県こころの健康センター	076-238-5761 月～金 8:30～17:15	金沢市教育プラザ	076-243-1019 いじめ電話相談 月～金9:00～21:00 土日祝9:00～17:00
石川県家庭教育電話相談	076-263-1188 月～土 9:00～17:00	こどものなやみごと相談 (金沢弁護士会) 毎週木曜	076-221-0831 12:30～16:30
石川県中央児童相談所	076-223-9553 月～金 8:30～17:45	金沢こころの電話	076-222-7556 月～金18:00～23:00 土15:00～23:00 日9:00～23:00
小立野青少年相談室 (金沢少年鑑別所内)	076-231-1603 月～金9:00～16:00	いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867 24時間受付
「子どもの人権110番」 金沢地方法務局	0120-007-110 月～金8:30～17:15	チャイルドラインいしかわ	0120-99-7777 月～土 16:00～21:00